

【EU】 刑事手続における少年の被疑者・被告人の保護に係る指令案

海外立法情報課 田村 祐子

* 欧州議会は、2016年3月9日、刑事手続における18歳未満の少年の被疑者・被告人の保護に係る指令案に関して、EU理事会との合意案を採択した。今後、EU理事会での正式な採択を経て、公布・施行される。

1 背景と経緯

人、モノ、サービス及び資本の移動の自由化を目指してきた欧州連合（EU）では、国境を越えた犯罪を取り締まるため、相互承認（mutual recognition）の原則（注1）に基づく刑事・司法分野での協力が行われてきた。ある加盟国が被疑者引渡しを他の加盟国当局に要求することを可能にする2002年の「欧州逮捕状枠組決定（Framework Decision 2002/584/JHA）」は、その一例である。こうした協力は、一方では、個人に対する国家権力の増大を意味し、刑事手続における被疑者・被告人の権利保護の観点から課題が残るものであった。また、旧共産主義圏の東欧を中心とする10か国が2004年にEUに加盟したことにより、各加盟国の国内法における権利保護に関して、最低限の水準を確保するための措置をとることで各加盟国の足並みを揃える必要性が高まった。

こうした状況の中、2009年に刑事手続における被疑者・被告人の権利保護及び強化を目的としたロードマップ（EU官報2009/C 295/01）が作成され、これに基づいて各加盟国での国内法化を必要とする「指令」という形で順次法整備が進められてきた（注2）。これらの指令の法的根拠となるのは、EUの基本条約である欧州連合運営条約第82条第2項である。同項は、刑事分野における司法協力に関する措置として「国際的側面を有する刑事分野における判決及び司法決定の相互承認並びに警察及び司法協力を容易にするために必要な範囲において、欧州議会及びEU理事会は、指令により最小限の法規を採択することができる。」と規定し、その一つに「刑事手続における個人の権利」を掲げている。

欧州委員会が、2013年11月27日に提案した「刑事手続における少年の被疑者・被告人の保護に係る指令案（COM(2013)822final）（以下「少年保護指令案」）」も2009年ロードマップを具体化したもののひとつである。2015年12月16日に欧州議会とEU理事会の間で少年保護指令案に基づく合意案（注3）が承認され、2016年3月9日、欧州議会での採択に至った。今後、EU理事会が所定の手続を経て正式に採択した後、公布・施行される。なお、イギリス、アイルランド及びデンマークは、個別の議定書によって警察・刑事司法協力の分野における不参加が認められており、当該指令の適用を受けない。

2 少年保護指令案の概要

合意に至った少年保護指令案は、27か条から成る。概要は次のとおりである。

(1) 主題及び範囲（第1条、第2条）

この指令は、(a) 刑事手続における被疑者又は被告人である少年、及び (b) 「欧州逮捕

状枠組み決定」に基づく被疑者又は被告人である少年の権利に関する共通の最小限の法規を規定するものである。この指令は、当該少年に対する判決及び上訴を含む最終決定に至るまで適用される。この指令は、犯罪責任を問う年齢を決定する各加盟国の規定に影響を及ぼすものではない。

(2) 定義（第 3 条）

「少年（child）」とは、18 歳未満の者をいう。18 歳未満か定かでない者の場合は、少年であると推定するものとする。「親の責任（parental responsibility）」とは、少年に対する監護権及びアクセス権を含む、少年に関わる全ての権利及び義務をいう。「親の責任を持つ者（holder of parental responsibility）」とは、少年に対する親の責任を有する者をいう。

(3) 情報を知る権利（第 4 条）

加盟国は、少年が犯罪行為を犯したと疑われ又は告発されたと分かった場合に、当該少年に対して、手続に当たっての一般的な事項を迅速に伝えるとともに、この指令に規定する以下の権利について、平易で理解可能な言葉を用いて口頭及び／又は書面により知らせなければならない。

(a) 犯罪行為を犯したと疑われ又は告発されたと分かった段階で：

親の責任を持つ者に知らせる権利（第 5 条）、弁護士の援助を受ける権利（第 6 条）、プライバシーを保護される権利（第 14 条）、法廷審問（court hearing）以外の段階で親の責任を持つ者に付き添われる権利（第 15 条第 4 項）、法的支援を受ける権利（第 18 条）

(b) 刑事手続の初期段階で：

少年を保護・教育し、社会へ統合させる上で考慮すべき個人の性格や家庭環境等の評価を受ける権利（第 7 条）、医療援助を含む、診察を受ける権利（第 8 条）、拘留期間の見直しを含む、自由剥奪の制限及び代替措置に関する権利（第 10 条、第 11 条）、法廷審問の間、親の責任を持つ者に付き添われる権利（第 15 条第 1 項）、本人が裁判に出廷する権利（第 16 条）、国内法による効果的な救済措置に対する権利（第 19 条）

(c) 自由剥奪に関して：

自由が剥奪されている間の特定の処遇に関する権利（第 12 条）

注（インターネット情報は 2016 年 3 月 16 日現在である。）

(1) ある加盟国で裁判官が自己の公権力を行使する際に行う決定等の一定の措置を取った場合、当該措置は（国外へ影響がある限り）他の全ての加盟国で自動的に受け入れられ、かつ、そこで同一又は少なくとも類似の効果を持つ、という原則。

(2) これまでに「通訳及び翻訳に対する権利に係る指令（Directive 2010/64/EU）」「情報に対する権利に係る指令（Directive 2012/13/EU）」、「弁護人に対するアクセス権、自由の剥奪を第三者から知らされ、自由を剥奪されている間第三者及び領事と連絡を持つ権利に係る指令（Directive 2013/48/EU）」、及び「推定無罪及び裁判に出廷する権利に関する指令（Directive 2016/343/EU）」が公布・施行されている。

(3) 合意案は以下を参照。European Parliament, “European Parliament legislative resolution of 9 March 2016 on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on procedural safeguards for children suspected or accused in criminal proceedings,” 2016.3.9. <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P8-TA-2016-0079+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>>